

伝統野菜「比企のらぼう菜」の復活

～ 地域を代表する特産化に向けて～

埼玉県東松山農林振興センター

<活動事例の要旨>

埼玉県比企郡の西部地域は、中山間地域のため1戸当たりの耕地面積が狭く、自家用に生産される農作物が主で、市場性のある特産農産物が育っていなかった。このため当農林振興センターでは、地域に根付いている伝統野菜を特産農産物として育成し、地域農業を活性化することが急務と考え、その発掘と育成に取り組んだ。その活動の中で、平成 16 年に旧都幾川村の民家に伝わる江戸時代の古文書に、ある野菜の栽培を奨励する文書があることを発見した。その野菜こそ、自家用として細々と作付けられていた「比企のらぼう菜」のルーツであった。このことをきっかけに関係機関が一丸となり「比企のらぼう菜」の特産化に向けた取組を推進した。

取組を進めるにあたり、振興センターでは歴史的背景の調査を行い、調査結果を踏まえ、J A、市町村の関係機関に働きかけ、「比企のらぼう菜」の産地化に向けた活動を推進した。

平成 17 年、振興センターでは生産拡大に向け、生産者の組織化を進め「のらぼう菜栽培会」を設立した。また、品質安定のため優良系統の選抜・維持の重要性から、生産者部会に働きかけ自家採種の禁止と採種担当農家を選定するほか、栽培技術の統一を図るため栽培暦を作成し、産地化を進めた。

系統・栽培技術の統一と作付け拡大の推進により、平成 21 年、「のらぼう菜栽培会」は市場出荷を主体とする「J A埼玉中央のらぼう菜部会」へと発展した。振興センターでは更なるブランド化を図るため、埼玉県特別栽培認証取得を支援し、平成 23 年に部会全戸で認証を取得した。

また、地元での消費拡大や地域内実需者の開拓を図るため、消費者に向けての P R 活動も重点的に推進し、直売所における試食販売はもちろん、商工会との連携イベントで「比企のらぼう菜」を使ったアイデア加工品のコンテストを行うなど「食べて・見て・知って」もらう活動が展開されるよう各機関とのコーディネートを行った。平成 21 年産からは「比企のらぼう菜」を冷凍加工する県内卸売業者との取引が始まり、学校給食や病院給食、大手スーパーの総菜需要等へと販路を拡大することができた。

出荷市場も 15 社に増え大手コンビニチェーンとの取引も始まった。

こうした取組の結果、比企地域における作付面積は当初 70 a から平成 24 年産で 500 a、同じく生産者数も 18 名から 75 名へと大幅に拡大した。

昔の飢饉を救った歴史的な「飢饉菜」から地域を代表する「伝統野菜」へと生まれ変わった「比企のらぼう菜」。その勢いは今も地域において拡大を続けている。

1. 普及活動の課題・目標

埼玉県の中央に位置する比企郡。その西部地域は、比企丘陵を流れる一級河川・都幾川とその支流の槻川沿いに広がる平坦部と山間部から成るいわゆる中山間地である（写真 1）。条件の良い水田は少なく、畑作中心の少量多品目栽培の直売所向け経営が農業生産の多数を占めている。過去にブロッコリーや加工用キャベツの契約栽培で市場出荷も試み

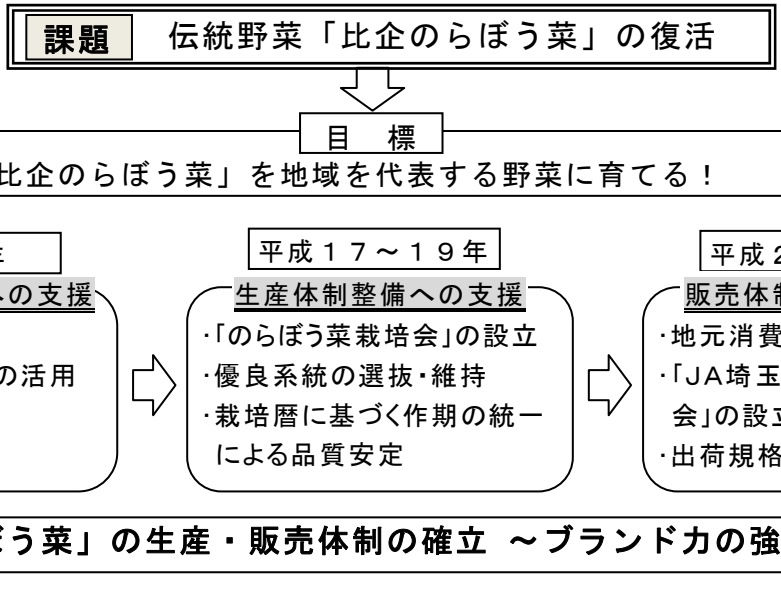


図1 「比企のらぼう菜」復活への取組



写真1 「比企のらぼう菜」栽培風景



写真2 「比企のらぼう菜」

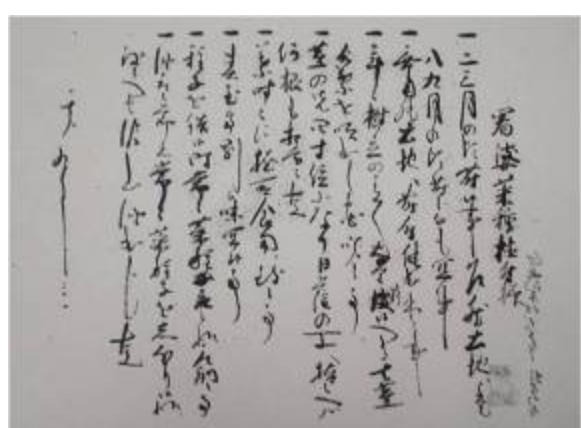


写真3 明和4年(1767年)の古文書
江戸幕府代官が作付けを奨励(指南書)

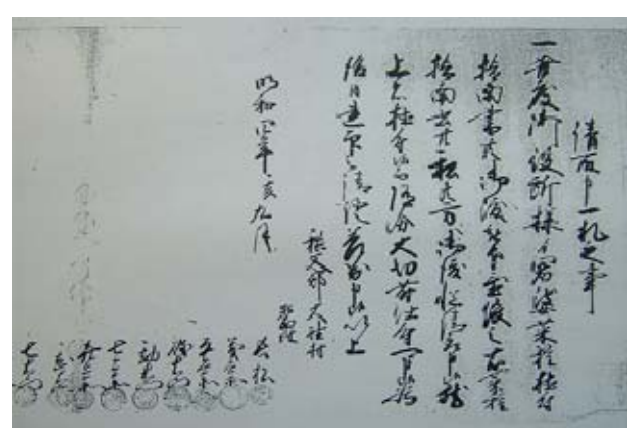


写真4 同左
左の文書に了解したとする内容(請書)

られたが、価格低迷や定時定量といった条件に不慣れな生産体制もあって定着せず、市場出荷している農産物はほとんど無く、地域の特産野菜が育っていなかった。

このような中、当農林振興センターでは、比企西部地域に根付いている伝統野菜の発掘に取り組み、その中で農家の自家用野菜として細々と作られてきた「比企のらぼう菜」（写真1及び2）に注目した。平成16年、旧都幾川村（現ときがわ町）の古民家で、江戸時代中期に代官が農民にのらぼう菜の種子を配布し作付けを奨励した古文書（写真3及び4）を発見したことから、これを幻の伝統野菜「比企のらぼう菜」として復活させ、地域を代表する特産物にするため、本格的な生産振興と消費拡大に取り組んだ。

2. 普及活動の内容

（1）具体的な活動内容・方法

ア のらぼう菜復活への支援（平成16年度）

「のらぼう菜」に関する江戸時代中期の古文書の存在を確認したことから、農林振興センターでは、その歴史的背景について調査した。複数の大正生まれの高齢者へ聞き取りを行ったところ、戦前には「比企のらぼう菜」が庶民の食卓へ上っていたことが分かった。そこで、比企郡西部の4町村を「比企のらぼう菜」伝承地として設定し、農業者だけでなく地域住民からも支持される特産野菜とするため、歴史的ストーリーを活かした産地化に向け活動計画を検討した。

イ 生産体制整備への支援（平成17年度～平成19年度）

活動計画の達成のためには、まず生産者の組織化が必要と考え、当農林振興センターでは、「比企のらぼう菜」伝承地の各町村において栽培講習を兼ねた説明会を行った（写真5）。JA埼玉中央や各町村と連携して農産物直売所会員から栽培者を募り、平成17年10月「のらぼう菜栽培会（18名）」を設立した。なお、このうちの4名がそれぞれ4町村のリーダーとなり生産者をまとめ上げた。



写真5 栽培講習会



写真6 関係者間で優良系統を選抜

一方、「比企のらぼう菜」の栽培系統を統一していくため、数種類の系統の試験栽培を行うと同時に、バラツキの多い品質を安定させるため、自家採種を禁止して採種担当

農家を決め優良系統の選抜・維持を図った（写真6）。なお、前述のリーダーには栽培会「役員」として採種を担ってもらい、優良株の選抜には農林振興センター及びJA職員も参画することとし、採種体制を整備した。

また、農林振興センターでは、生育の実証栽培を行い、昔ながらの勘に頼っていた施肥に代わり、実証結果に基づく施肥体系や播種時期等を内容とする栽培暦を作成し、作期の統一を図った。

ウ 販売体制整備への支援（平成20年度～平成23年度）

生産体制の整備と平行して販売面についても農林振興センター内で検討を行った。地域特産物となるためには、地元消費者に「比企のらぼう菜」を知ってもらうことが前提と考えた。そこで、歴史的ストーリーを前面に出したPR活動を行った。地元直売所には、旧都幾川村で発見された古文書レプリカを作成して掲示したり、「比企のらぼう菜」のぼり旗やプランター植えを設置したほか、週末には生産者が自ら進んで試食販売を行い、調理方法を対面で説明しながらレシピを配布しPRした（写真7）。

このような販売活動に呼応して平成20年度からは、主産地3町（小川町・嵐山町・ときがわ町）の商工会や地元飲食店等と連携して消費者との交流イベント「比企のらぼう菜サミット」（写真8）を開催し好評を得るなど、「食べて・見て・知って」もらう活動を展開すると、地域の商店から「比企のらぼう菜」を使ったパンや菓子類、うどんやコロッケ等が創作され、農商工連携の輪が広がり出した。さらにこれまで地産地消活動などで連携している地元小中学校等の栄養教諭の組織等へ積極的に情報提供を行い、学校給食への導入に向け働きかけた。

こうした地道な活動を続けた結果、徐々に「比企のらぼう菜」の知名度が向上し、年々販売量及び生産量とも増えていった。増加する生産量を継続的かつ安定的に販売するため、平成21年、「のらぼう菜栽培会」を「JA埼玉中央のらぼう菜部会」へと発展させた。農林振興センターでは、早期の出荷を求める市場向けの栽培暦を新たに作成するとともに、JAと連携し市場用の出荷規格や販売荷姿の統一を図った。



写真7 地元直売所での試食販売



写真8 比企のらぼう菜サミット

（2）農林振興センター内の活動体制

東松山農林振興センター農業支援部では、農業支援部長（普及センター所長）を筆頭に

普及指導員10名を配置し9市町村を担当している。「比企のらぼう菜」については、毎年普及活動計画に位置づけ、ときがわ町担当の普及指導員を中心に作付けのある各市町村担当者5名が生産拡大に向け積極的に活動している。

(3) 関係機関との連携

「比企のらぼう菜」復活の取組開始当初から、比企郡内、特に西部地域の各町村及びJA埼玉中央とは、何度も調整を重ねるなど連携しながら進めた。また、県農林総合研究センターに対しては、「比企のらぼう菜」と各農家に伝わる数種の「のらぼう菜」の栽培技術及び生育特性の比較を依頼して、現地試験圃場において関係機関やJA埼玉中央のらぼう菜部会員と共に生育面での検討を重ねた。また、「比企のらぼう菜」の栄養分析も同研究センターに依頼し、消費者との交流イベントにおいて、分析結果を基に栄養面でPRを行うことができた。さらに郡内3町（小川町・嵐山町・ときがわ町）商工会員は積極的に「比企のらぼう菜」を使い農商工連携商品を開発したが、分析結果を基にしたハウレンソウやコマツナに対する栄養面での優位性は、その後も販売上のPRポイントになった（**図2**）。この3町商工会は「比企のらぼう菜」の創作料理・加工品を紹介する「のらぼう菜MAP」（写真9）も合同で作成するなど、終始生産者と連携したPR活動を行った。

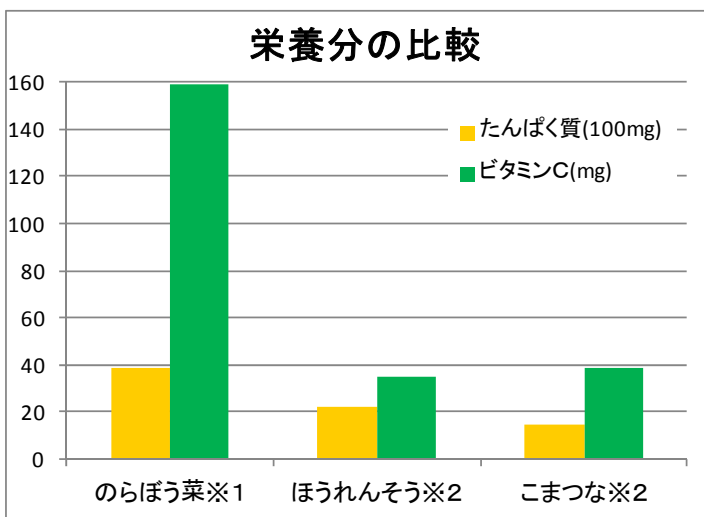


図2 栄養面の比較(可食部100g当たり)

※1 埼玉農総研調べ

※2 五訂日本食品標準成分表



写真9 比企のらぼう菜MAP

3. 普及活動の成果

(1) 生産体制の確立

平成17年に70aでスタートした「比企のらぼう菜」は、当農林振興センターとJA埼玉中央のらぼう菜部会の新規生産者の確保活動により平成24年現在500aへと大幅に拡大した。生産者組織も18名の「のらぼう菜栽培会」から市場出荷を中心とする「JA埼玉中央のらぼう菜部会」75名に発展した。出荷先市場も京浜市場中心15社に及ぶ。また平成25年産では、取組み開始当初の「伝承地」の町だけでなく、比企郡内7市町にまで生産地が広がり、生産者数も90名を超える見込みとなっている。JA埼玉中央としても、比企郡東部

で生産され市場出荷されているイチゴに次ぐ基幹的な取扱品目として一目置くようになった。

（２）販売体制の確立

振興センターでは、販売チャンネルの多元化に向け、流通、加工業者とのコーディネートを重ねた結果、地域内の直売所における試食販売や、地元商工会とのPRイベント等を通じて徐々に「比企のらぼう菜」のクセのない「ほのかな甘みのある味わい」と、ホウレンソウやコマツナに比べビタミンCが多いという栄養面のメリットが伝わり、また春を感じる季節野菜としても認知されてくると、東京地区の各市場や大手コンビニチェーンからも引き合いが来るようになった。

さらに平成21年に埼玉県内の食品卸売会社を通じた冷凍加工品の出荷が始まってからは、学校や病院介護施設の給食や大手スーパーの惣菜にも採用され、需要はさらに増え続けている。

（３）ブランド力の強化

食品卸売会社を通じた学校給食や病院給食等の取扱量が増大したことから、平成23年から埼玉県特別栽培認証（集団型）取得を支援し安全・安心な農産物を求めるニーズに対応した（写真10）。農林振興センターでは、特別栽培に対応した栽培暦を作成するとともに、栽培講習会及び現地検討会を通じて、農薬及び化学肥料の使用量半減に対応した栽培技術の実践を支援した。

平成23年春には、当センターの働きかけで（株）農協観光が主催する日帰りグリーンツアーリズム「収穫体験バスツアー」にも参画し、都市住民に比企郡中山間地の魅力を感じてもらうとともに「比企のらぼう菜」の知名度向上を図った（写真11）。

また、今後の商品力アップのため、特許庁職員による商標説明会を企画し、知的財産について理解を深めるとともに、JA埼玉中央のらぼう菜部会及び関係機関で「比企のらぼう菜」の地域団体商標の出願に向けた検討を進めている。



写真10 特別栽培認証を取得
(袋中心部に特裁マークを印刷)



写真11 収穫体験バスツアーのようす

4. 今後の方向と課題

比企郡の中山間地域には特産品目が少ないため、農林振興センターとしては、歴史的な

背景とストーリー性も具備した「比企のらぼう菜」を特産化の切り札として産地化を進めてきた。生産者の組織化や優良系統の選抜・維持、栽培技術や出荷規格の平準化を推進して安定的に生産できる体制を整備した結果、今では増大する需要に供給が追いつかない状況となっている。

近い将来には、高齢化により生産量が減少に転じる可能性もあるため、生産・販売環境の良い今のうちに、地域内に新規就農者や定年帰農者等を確保することはもちろん、個々の生産者の法人化や6次産業化に向けての取組を支援する他、民間企業による農業参入を推進するなど、「比企のらぼう菜」の生産力の維持・拡大策を考えながら、地域を代表する農産物として産地を守っていくことが課題となっている。

(執筆者 小野敬弘)

伝統野菜「比企のらぼう菜」の復活

～地域を代表する特産化に向けて～

埼玉県東松山農林振興センター

〈活動事例の要旨〉

中山間地である埼玉県比企郡西部では、農作物の多くは自家用に供されていたため、市場性のある地域特産野菜がなかったが、平成16年、「比企のらぼう菜」にまつわる江戸時代中期の古文書発見をきっかけに、特産化に向けて動き出した。「比企のらぼう菜」は、農家の自家用として細々と作られてきたが、生命力が強く栄養にも富み、飢饉を救った野菜との伝承もある。この歴史的ストーリーを活かした産地化を図るため、生産者を募り「のらぼう菜栽培会」を設立して地域内で直売を行った。当初18名70aの栽培で始まった取組は、知名度向上に伴う販売量増加により、同会は市場出荷を行う「JA埼玉中央のらぼう菜部会」へと発展し、75名500a、出荷先市場15社、さらに大手コンビニチェーンや学校・病院給食へも供給する地域の一大特産野菜へと拡大した。

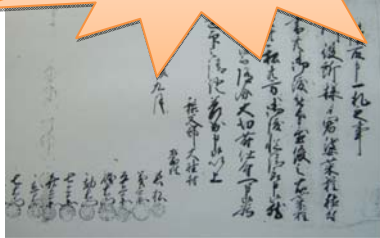


比企のらぼう菜

現状：平成16年度

江戸時代の
古文書を発見！！

- 条件不利な中山間地
- 特産野菜が皆無



歴史的背景(ストーリー)

元々戦前から庶民の食卓に上がっていた。
①生命力の強さと栄養価の高さから、飢饉から人々を救った救荒野菜と言われる
②名前の由来は、年貢を逃れようとした農民が「あれは野良にボーっと生えていて役に立たない」と役人をごまかしたとの説も

活動の経過：平成17～20年度

生産

- 「のらぼう菜栽培会」設立
- 作付面積70a(18名)
- 作期統一・採種体制の整備

販売

- 直売所における「食べて・見て・知って」もらう活動の展開
- 商工会との連携(イベント開催)
- 冷凍のらぼう菜の取扱開始



活動の成果：平成21～23年度

- 「JA埼玉中央のらぼう菜部会」へ発展
- 作付面積500a(75名)へ拡大
- 埼玉県特別栽培の認証取得

- 地元商工会との農商工連携商品の誕生
- 市場15社及び学校給食・病院給食へ
販路拡大



のらぼう菜まんじゅう